

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.co.jp/~onbokaza/>

NO. 6 6

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F

「市民オンブズ岡崎」事務所

TEL&FAX(0564)25-9667

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440「市民オンブズ岡崎」

発行 2009. 8. 26

監 査 請 求 却 下

住民監査請求に対し、監査請求した（外部監査報告にあったごみ対策課関係）ことについて、「監査対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を具体的に摘示し、称する書面の添付が必要です。」として以下の補正を求められました。

1. 対象とする個々の当該行為等を他の事項から区別して特定できるように個別的、具体的に摘示し、証する書面の提出を求めます。併せて、具体的な損害額、返還額を摘示し、証する書面の提出を求めます。また、請求すべき事項4については、請求書にある「指名業者3者が談合」及び「不当に安価」を証する書面の提出を求めます。
2. 補正期限 7月2日必着

そこで、請求者からは以下の意見を添えて、より具体的に損害額を提示したが、要件を具備していないとして、却下しました。

意見書

「これは監査請求者に対する嫌がらせでしかないのではないのでしょうか。

なぜなら、市民監査請求では、市民が地方公共団体の内部の行為について調査能力を有しないことは明白です。それを考慮すれば、監査請求をなすに当たり住民に困難を強いることのないよう、事実証明書の要件は緩やかに解釈すべきであり、その存在を推認させるに足る書面であれば足り、監査請求の要旨事実すべてを推認させるものである必要はないと考えます。よって、包括外部監査人がなした報告書の一部を抜粋し、そしてその時の新聞報道をコピーして事実証明書として添付しているのです。（神戸地裁昭和62.10.2判決。大阪高裁平成1.1.27判決を参考にしてください。また神戸地裁平成3.11.25判決では監査請求書の記載から請求書自体が事実を証する書面であるとしている。）

そうしたことを前提に、以下要求項目ごとに述べます。

について、平成12年に中止を確認した以降、7年以上放置したことにより約140万円の損害を与えたと考える。ただ、担当職員によれば、休止届けを提出した以降は自主点検としたので、焼却場点検整備業務の一環に含めており平成15年及び18年に実施した余熱利用設備点検整備で実施した約40万から50万円の2回分とのことである。

について、18年度から20年度約1000回として、400,000円。

について包括外部監査報告書79頁の平成19年度古紙類の回収実績量から平成19年度は約640万円。平成18年度は推計900万円。

平成18年度以前よりA, B, C社が3ヶ月ごとに同一順序でローテーションしていることから、少なくとも業者間で暗黙の了解のうえで落札業者を決定しており、そこに自由競争を阻害させる要因があった。自由競争が妨害されることにより市場価格との乖離が生じていることは上記報告書の記述により明確である。よって、損害額はA, B, C社が3ヶ月ごとに同一順序でローテーションしているならば、過去5年にさかのぼった売り払い額合計の10%50万円程度であると推計する。

21監第81号
平成21年7月17日

〇〇〇〇様

岡崎市監査委員渡邊宗男
同 中根常彦
同 永田 寛
同 内藤 誠

住民監査請求について(通知)

平成21年5月4日付けで提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

1 要件審査

(1) 地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は上記請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。(最高裁判所平成2年6月5日判決)

これを本件請求についてみると、請求項目 から のすべてについて、複数の当該行為等から構成されているが、請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載を総合しても、各行為等が他の行為等と区別して特定認識できるように、個別的、具体的に摘示されているとは認められず、請求の特定を欠くものとして不適法である。

(2) さらに、本件請求は、怠る実を対象とするものと認められるが、普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、上記怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法第242条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。(最高裁判所昭和6

2年2月20日判決)

これを本件請求についてみると、請求項目及びについては、平成19年度以前の財務会計上の行為を対象としているものと推認されるが、そうであれば当該行為があった日から1年を経過しているため、地方自治法第242条第2項に規定される法定期間を満たしていないものと考えられる。

(3) なお、監査委員は、本件請求人6名に対し平成21年6月22日付けで補正を求めたが、請求人0000のみから同年7月2日に書面の送付があった。しかし、当該書面の記載内容においても請求事項の個別的、具体的は適示はなされておらず、これを既に提出された請求書等に加えて総合しても、上記判断に影響を与えるものではない。

2 結論

以上のとおり、本件請求は地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならないから却下する。

~~~~~  
さて、却下された請求について、これを覆すには裁判に訴える方法もあるが、今回は裁判に訴える方法をとらない。しかし、地方自治法第252条の38で、包括外部監査人の報告書で指摘された点について、市長等は1年以内に措置報告をすることになっていきますので、どのような措置を講ずるのかみてみたい。

### 9月例会の案内

9月11日(金)午後7時30分～  
市民オンブズ岡崎事務所にて

(第4金曜日は不定期の作業日です)

公文書非開示処分取消請求裁判第4回弁論日程

9月3(木)午後1時15分～

名古屋地裁第9部(地裁11階)